



島根県報

令和2年5月12日（火）

号外第65号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第331号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	安来木次線	安来市広瀬町下山佐2831番9地先から同417番2地先まで	前	メートル 9.53～ 17.86	メートル 731.48	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	9.53～ 17.86	731.48		
〃	斐川出雲大社線	出雲市大社町修理免773番14地先から同町杵築南1386番12地先まで	前 A	12.00～ 26.53	187.29	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 街路工事 ダブルウェイ 仮設道設置
			後 A	12.00～ 26.53	187.29		
		後 B	6.00～ 26.84	288.97			